

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年2月16日

国土交通省関東地方整備局

横浜港湾空港技術調査事務所長 中川 大

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に関連するリサイクル材の地盤材料としての活用に関する研究、鋼材の腐食、防食特性に関する研究の知見・技術力を有しており、研究を実施可能な法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 港湾土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託

(2) 業務内容

1) 港湾土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究

① 鉱滓の地盤材料としての循環利用に関する検討

② 岸壁背面土中等に埋設された鋼材の腐食・防食に関する検討

(3) 履行期限

令和7年3月28日

3. 業務目的

本業務は、港湾土木施設の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 関東地方整備局（港湾空港関係）における令和5・6年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のA等級の決定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定を受けていること。）

③ 参加意思確認書の提出期限の日から特定する日までに関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期

間中でないこと。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

以下の全てを満たすものとする。

- ① リサイクル材の地盤材料としての活用に関する化学的・力学的特性など材料特性の評価に関する研究の実績を有していること。
② 海洋環境下における鋼材の腐食・防食特性に関して、暴露試験施設や実環境下での連続モニタリングを活用した研究の実績を有していること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒221-0053 神奈川県横浜市神奈川区橋本町 2-1-4

国土交通省関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所総務課品質管理係

電話 045-461-3892 E-mail: pa.ktr-yokogikeiyaku@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年2月16日から令和6年3月7日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日9時15分から18時00分まで（最終日は参加意思確認書提出時刻である12時00分まで））

(1) に同じ場所で配付する。

交付方法：書面にて交付する。なお、交付を受ける際には応募要件を満たす者の関係者であることを証すことのできる社員証等の身分証明書を持参すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年3月7日12時00分

提出場所：(1) に同じ。

提出方法：持参、郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）によるものとし、提出期限までに必着するものとする(FAX、電子メール等によるものは受付しない。)。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。
(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：別途通知する。
(4) 本業務に係る委託申込及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件に行うものである。
(5) 詳細は説明書による。